

■ 地域密着型サービス事業者の公募

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、要介護高齢者等が住み慣れた地域で受けることができるサービスです。地域密着型サービスを利用できるのは、基本的にはサービス事業所がある市町村の住民に限られます。

また、施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。

サービス名	内 容	事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が連携し、日中・夜間を通じて定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対応して24時間随時対応します。	なし
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的に介護職員が訪問し、また、利用者の通報や電話などに対応して随時対応します。	なし
認知症対応型通所介護	認知症と診断された高齢者が、デイサービスセンターにおいて食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。	3
認知症対応型共同生活介護【グループホーム】	認知症と診断された高齢者が共同生活を送る住居で、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。	7
小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。	1
看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」に「訪問看護」を加えたサービスを受けられます。	なし
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事、入浴などの介護や健康管理が受けられます。	なし
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。	なし
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模なにおいて、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。	9

重点項目

高齢者等実態調査（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）の結果を受け、在宅サービスをより一層推進していく必要があります。

また、高齢者が中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続するためには、24時間365日いつでも訪問サービスが受けられる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や訪問・通所・宿泊のサービスが一体的に提供できる「小規模多機能型居宅介護」などの普及が重要とされています。

よって、計画期間中に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」1事業所と「小規模多機能型居宅介護」1事業所の整備を見込みます。

公募から指定までの流れ

サービスの質や継続性、事業者選定の公平性を確保するため、公募方式により事業者を募集します。

時 期		内 容
令和元年	8月～10月	募集受付
	11月	事業者によるプレゼンテーション 選考委員会による審査
	12月	事業者決定
令和2年	4月～	補助金申請・内示 事業所整備着工
	～3月	事業所指定・開所